

県内産木材活用被災者住宅再建助成事業実施要領

(趣旨)

第1 県内産木材活用被災者住宅再建助成事業については、県内産木材活用被災者住宅再建助成事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(用語の定義)

第2 交付要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (2) 「三世同居」とは、親世代、子世代、孫子育て世帯がその親世帯と三世以上で構成された子育て世帯が、同一住宅に居住する場合をいう。
- (3) 「近居」とは、子育て世帯がその親世帯と別居しているが、親世帯の居住地と同一地域に居住する場合をいう。なお、同一地域に居住する場合とは、互いの居住地が同一の地域運営の基本単位として各市町村で定められた公民館地区にある、又は直線距離で5キロメートル以内にある、のいずれかに該当する場合とする。
- (4) 「Uターン」とは、県外から島根県に転入し、転入市町村に5年以上居住する意思のある者で、県内に居住経験のある者を「Uターン」、県内に居住経験のない者を「Iターン」という。
- (5) 「中山間地域等」とは、次のいずれかの地域をいう。
 - ①島根県中山間活性化基本条例（平成11年3月島根県条例第24号）第2条に定める地域
 - ②過疎自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条各項の規定により過疎地域と見なされる地域
 - ③半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項により規定された半島振興対策実施地域
具体的には次の市町村等が該当するが、辺地指定地域の場合は市町村で確認してください。

○区域の一部が中山間地域等の市町村

- ・松江市・・・上宇部尾町、新庄町、上本庄町、本庄町、邑生町、野原町、枕木町、長海町、手角町、秋鹿町、岡本町、大垣町、大野町、魚瀬町、旧鹿島町全域、旧島根町全域、旧美保関町全域、旧八雲村全域、旧八束町全域、玉湯町大谷の一部（辺地指定地域）、宍道町上来待の一部（辺地指定地域）
- ・出雲市・・・旧平田市全域、旧大社町全域、旧多伎町全域、旧佐田町全域、上島町、船津町、稗原町、宇那手町、野尻町、朝山町、所原町、見々久町、馬木町、馬木北町、乙立町、東園町、西園町、外園町、斐川町学頭の一部（辺地指定地域）、斐川町阿宮の一部（辺地指定地域）

○区域の全域が中山間地域等の市町村

- 安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、大田市、川本町、美郷町、邑南町、浜田市、江津市、益田市、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

- (6) 「新築等」とは、「新築」、「購入」、「増改築」をいう。
- (7) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (8) 「購入」とは、建築された住宅で、まだ人の居住の用に供していない住宅（建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）を購入することをいう。
- (9) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (10) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10m²以上増加させることをいう。
- (11) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (12) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁及び構造用材として用いた合板とする。

- (13) 「修繕」とは、被災により施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (14) 「住宅等」とは、島根県西部を震源とする地震により被災した個人住宅（共同住宅を含む）及び当該住宅に隣接して一体的に設置された塀、車庫、倉庫、納屋などのほか、店舗、会館などをいう。

(補助対象条件等)

第3 補助対象となる建築物は、以下に定めるところによる。

(1) 新築・購入、増改築

- ① 県内に建築する建築物の新築・購入、増改築。
- ② 県産木材を構造材に50%以上使用するもの。
- ③ 平成31年3月29日までに補助金申請を受付たもの。
- ④ 三世同居・近居若しくはUIターンに該当する場合は加算する。ただし、UIターンの場合は、事業申込み時が転入後5年以内とする。
- ⑤ 建築場所が中山間地域等の場合は加算する。

(2) 修繕

- ① 県内に所在する建築物で県産木材（乾燥材）を使用して行う修繕・模様替え。
- ② 事業費50万円以上の工事を実施し、そのうち、県産木材の材料費が20万円以上であるもの。
- ③ 三世同居・近居若しくはUIターンに該当する場合、又は建築場所が中山間地域等の場合は加算する。ただし、UIターンの場合は、事業申込み時が転入後5年以内とする。
- ④ 加算は、複数該当しても上限は10万円とする。
- ⑤ 平成31年3月29日までに補助金申請を受付たもの。
- ⑥ 第3の(1)の助成を受けていないもの。

(3) 外構工事

- ① 事業費50万円以上の工事を実施し、そのうち、県産木材の材料費が20万円以上であるもの。
- ② 三世同居・近居若しくはUIターンに該当する場合、又は建築場所が中山間地域等の場合は加算する。ただし、UIターンの場合は、事業申込み時が転入後5年以内とする。
- ③ 加算は、複数該当しても上限は10万円とする。
- ④ 平成31年3月29日までに補助金申請を受付たもの。
- ⑤ 第3の(1)の助成をうけていないもの。

(補助金交付対象者)

第4 補助金の交付対象者は、第3の(1)、(2)、(3)を行う島根県西部を震源とする地震による被害をうけた世帯とする。
ただし、三世同居世帯の場合は、同居者が施主の場合も対象とする。

附 則

この要領は、平成30年4月23日から施行し、平成30年4月9日から適用する。